

今議会に上程された各議案に対する討論を行います。

(賛成)

第108号議案「2023年度大分県一般会計補正予算(第3号)」について

今回の補正予算は国の景気対策を受けたもので、県内中小事業者や県民にとって必要なものであり賛成しますが、以下の内容について更なる拡充を求めたいと思います。

LPガス等価格激変緩和対策事業では、一般消費者に対し来年4月まで期間の延長を行うものでありますが、助成額の1,500円は、あまりにも低すぎます。政府の失政により県民は生活必需品の物価高騰に耐えられず、疲弊しているのが現状です。助成額を更に引き上げるべきであります。

地域公共交通燃料高騰緊急支援事業は、申請書類等の簡素化により個人タクシー業者が利用しやすいものにするべきです。

中小企業金融対策は、コロナ過で疲弊しきっている中小企業・事業者にとって、体の血液と一緒に、なくてはならないものです。売り上げが戻らず、ゼロゼロ融資での返済が滞り廃業する事業者も多くあります。金利の引下げと中小企業の立場に立った可否判断を金融機関等がするよう強く求めるものです。また、中小企業等省力化・生産性向上支援事業は、DXの推進だけでは実現できません。元請による下請け単価たたきや、消費税やそのインボイスによる零細事業者への新たな税金負担増は、さらなる生産性の縮小につながってしまいます。このような課題を根本的に解決しなければ、小手先の対策では中小企業の実業性の向上にはならず、倒産廃業が増えることも考えられます。

介護職員等処遇改善事業において、来年2月から5月まで、月額6,000円を引き上げる措置については、昨年も引上げがなされていますが、それでも介護等の現場からは「一桁足りない」との声が出されています。まだ全産業と比べても低い水準です。コロナ禍でエッセンシャルワーカーの重要性が再認識され、その需要にこたえるためにも、仕事に見合った給料が保証されなければ人は集まりませんし、継続して仕事をするようにもなりません。ぜひこの立場に立ち処遇改善を実施するよう求めます。

土木と農林水産業における国土強靱化5か年加速化対策関連公共事業は、玖珠川や山国川など災害防止のための河道の掘削や砂防ダム、ため池の耐震化等であり必要なものです。しかし昨今の技術者不足等によって不落札などが生じているのが現実です。県として工事の平準化等で奮闘はしていますが、公共事業を県内中小建設業が受注できるよう、万全の対策を講じるよう望みます。また、今回も国直轄海岸事業負担金の県負担金が計上されています。災害時の背後地住民を守るためには必要な堤防工事ですが、一部大企業にとっても利益になるものであり、工事費の一部の負担を求めるべきです。

また、今議会には、「指定管理者の指定」議案が上程されています。民間が管理運営するものであり、そこで働く労働者の待遇悪化を招かないようにしなければなりません。正規雇

用を推進することや下請け単価の引下げをしないよう、県として意見を述べることを求めるものです。

以上今補正予算等に関する指摘及び要望を行いました。ぜひ次回では反映されるよう求め賛成討論とします。

(反対)

第 91 号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正について」

今回の改正案では、人事委員会勧告等を尊重し、職員の給料表の改定・期末勤勉手当の引上げが実施されます。そして知事等特別職、県議会議員の給料等の月額や期末手当も同時に引き上げるものです。

公務員は、憲法第 15 条によって、全体の奉仕者としての役割が規定されています。また、地方公務員法第 24 条では、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと規定されています。質疑でも指摘しましたが、地域の労働者や中小事業者、農林水産業の労働者などが、生業を立て生活している場所で生産や消費をすることで「地域内再投資」が生まれ、さらなる活性化へとつながります。賃金が上がり、労働時間が短縮されると家計消費支出が増え、商品やサービスを供給するための国内生産が誘発され、雇用や所得が増え、税収の増加をもたらす、という経済循環が生まれます。地域経済浮揚のためにも、職員の給与の引上げは必要なものであり、その役割にふさわしく、更なる引上げが必要と考えます。

また会計年度任用職員の報酬についても日額わずか 90 円の増でしかありません。勤勉手当が支給されるようになりましたが、現在の非正規雇用の方々の働き方は、家計補助的な働き方ではなくなっており、主たる生計維持者となっている方が増えているのが実態です。ILO 条約に基づく「同一価値労働同一賃金」の原則にのっとり、さらなる引上げが必要です。職員や会計年度任用職員の給与等の更なる引上げを求め、今回の改正部分には賛成します。

しかし、特別職や県議会議員の引上げについては、多くの県民が政府の失政によるコロナ禍後遺症や物価高騰で苦しんでいる中、引上げを実施することは県民が納得できるものではありません。よってこの部分には反対します。

今回の条例改正では県職員と知事等特別職の引き上げが同時に提案されています。ぜひ次回の条例改定においては、職員と特別職等の給与改定について別々に提案していただくことを要望し討論とします。

続いて、第 96 号議案「ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理条例の制定について」

大分県は、英国企業と 3 隻のホーバークラフトについて 41 億 6486 万円で契約し、今年度 3 隻が引き渡される予定です。また第一交通産業株式会社との間に 2020 年 11 月 5 日運航事業に関する協定書を締結しています。協定書の中に「運航にかかる赤字補填は行わない」。「県が適当と認める場合は、船舶の貸付料及び県有施設の使用料の減免を行うものとする」とな

っていますが、先日の質疑において、ホーバークラフトの貸付料、年間約1億8,500万円と施設使用料年間約5400万円について、20年間ホーバー事業を継続させるため、経営が安定するまでの間は、免除することが妥当ということで契約していると判明しました。毎年経営状況を精査して徴収するかどうか検討するといっていますが、仮に20年間免除するとなれば約48億円もの税金が投入されることになるわけです。赤字を前提に貸付料等を免除することは、運航の採算性そのものが厳しいといわざるを得ません。将来黒字になったときには、免除してきた分を負担してもらうよう相手企業と再度話し合いを持つべきです。以上のことを求め、本条例の制定には反対とします。

(その他報告)

また、今定例会には、「新たな長期総合計画の骨子について」の報告があります。質疑でも指摘したように、大分県ではこれまでも、米海兵隊による日出生台での演習、日米共同訓練、陸自大分分屯地の長射程ミサイル保管庫新設、湯布院駐屯地へのミサイル連隊配備、大分空港への戦闘機離発着等訓練など、枚挙にいとまがないような軍事訓練等が実施されています。「いかんともし難い」と海兵隊の訓練を引き受けてから次から次へと行われる訓練内容も、使用する武器等も拡大の一途であります。地方自治法第1条では、「地方公共団体の健全な発達を保障する」「住民の福祉の増進を図る」ことがうたわれています。

この法の目的に沿った施策を実施することが地方自治体の義務であります。今回の長期総合計画の中に大分県民の安全と福祉増進のための施策として、安保環境は「国の専管事項」などと他人事ではなく、「大分県の軍事拠点化反対」の意思表示をしっかりと規定するべきと強く求めます。

以上で各議案等に対する討論を終わります。